

規制シート(様式)

(別紙1)

120195103198001
150195103190001

平成27年5月11日

規制の名称	日本語教育機関の審査(校地校舎自己所有)判断基準の緩和	所管府省	法務省・文部科学省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	入国管理局総務課企画室 室長 根岸 功 高等教育局学生・留学生課 室長 大川 晃平
規制目的	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄に規定する告示に定める日本語教育機関の適格性を判断するため。		
規制内容の概要	平成7年10月以降に開設しようとする日本語教育機関の校地及び校舎については、原則として自己所有するものとする。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	日本語教育機関が設備及び編制に関して専修学校等に準ずる機関であると認められるためには、専修学校等が求められる校地及び校舎の所有形態に準ずる必要があることから、当時の専修学校設置基準等を踏まえ、日本語教育審査内規において、平成7年10月以降は自己所有を定めることとされたもの。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	現在、「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」の見直しの検討を行っている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持(内容の検討)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	関係省庁と現在検討を行っている。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>